

参 考 資 料

国土交通省における緊急公共工事品質確保対策 概要

平成18年12月8日

既に講じている公共工事の品質確保対策(H18.4実施)

(1)発注者の監督・検査等の強化

施工プロセスを発注者が常時確認。さらに完成後の検査が困難な不可視部分(橋脚の基礎等)について、受注者に施工状況のビデオ撮影及び提出を求め、施工が適正か確認

(2)受注者側の監理体制の強化

過去70点未満の工事成績評定を通知された企業に対し、品質確保のため、配置技術者の増員(1名→2名)を義務化

(3)手抜き工事へのペナルティ強化

粗雑工事を行った受注者は、最低3ヶ月(従来1ヶ月)の指名停止

極端な低入札が急増



公共工事の品質確保に重大な支障

追加対策の概要

(1)総合評価方式の拡充

○技術評価において、施工内容を確実に実現するための体制を確保できるかを審査要素として加味

(2)品質確保ができないおそれがある場合の具体化

○極端な低入札について特別調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用

(3)一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

○実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和
過去10年分 → 当面、最大で過去15年分

(4)入札ボンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

○現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大
(宮城県) 3億円以上に導入 (東北地方整備局) 7.2億円以上 → 2億円以上

(5)公正取引委員会との連携強化

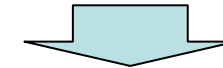
○不当廉売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報

〔公共工事の品質確保の必要性〕

良質な社会資本整備を通じて、豊かで安全・安心な国民生活を実現することが重要

○公共工事品質確保法の制定(平成17年4月施行)

- ・価格及び品質が総合的に優れた者と契約する「総合評価制度」の導入
- ・工事の効率性、安全性、環境への配慮とともに、社会資本の耐久性を確保



〔低入札工事の品質確保等への懸念〕

○品質確保への悪影響

落札率が概ね65%未満では、全てが工事成績評定点が平均点未満又は下請企業が赤字の工事

⇒ 工事の品質確保に悪影響が生じている (H15・16竣工 コスト調査対象工事等)

(工事手抜きの事例)

道路工事において、産業廃棄物である伐採木の一部を、道路予定地に不正に埋め立て処分
〔平成16年度 関東地方整備局〕

○安全対策の不徹底

○平成18年度に発生した死亡事故3件のうち2件が低入札工事で発生 (H18.10.31時点)
○平成18年度の低入札工事の事故発生率は前年度に比べ約3倍に急増

(H17:1.1% → H18:3.2%)

⇒ 工事の安全対策上の問題が生じている [関東地方整備局]

(事故発生の事例)

道路工事において、交通誘導員が一時不在となったため、工事用ダンプトラックが一般車両と衝突
〔平成16年度 関東地方整備局〕



〔公共工事の品質確保対策が必要〕

極端な低入札によって、公共工事の品質等に影響が及ぶことは避けなければならない

〔極端な低入札の増加〕

	H16	H17	H18上半期
件数	471件	905件	429件
割合	4.0%	8.1%	9.2%
(極端な低入札の割合)	(0.07%)	(0.55%)	(0.85%)

総合評価方式の拡充

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

技術評価点

入札価格

= 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

〔現行〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～50点

品質確保の体制
までは未確認

〔今後〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～70点 + 施工体制評価点 30点

入札者の技術力を活かした
提案への配点を引き上げ

品質確保の体制を審査
要素として加味

「品質確保ができないおそれがある場合」の具体化

会計法の制度（第29条の6第1項ただし書）

- ・工事ごとにあらかじめ定めた基準価格※を下回った場合は、「契約内容の履行がされないおそれ」の有無を調査
※ 予定価格の2/3～85%の範囲内で定める
- ・「履行がされないおそれ」のある者とは契約しない（次順位者と契約）

現行の運用状況

- ・「履行がされないおそれ」のある場合とは何か具体化されていない。
- このため、年間1,000件弱の調査を行っても、低入札者の排除には至らず、ほとんどの調査対象者（入札者）と契約している。

新たな取組み

現行制度を的確に運用するため、「契約内容の履行がされないおそれ」のある場合を次のとおり具体化

品質確保がされないおそれがある極端な低価格で資材・機械・労働の調達を見込んでいる場合

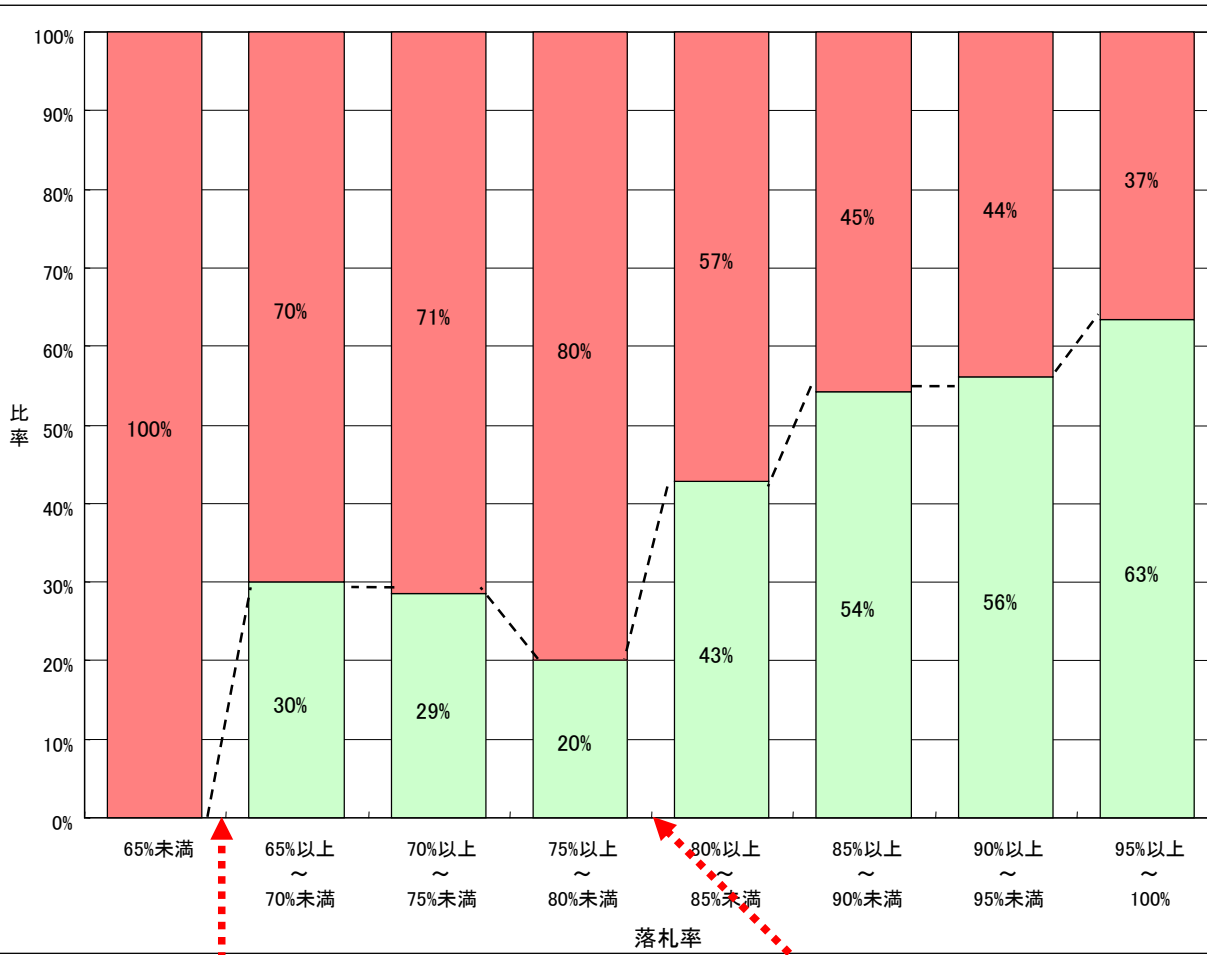
⇒ 品質が確保された取引実績を過去の契約書類等で確認

品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがある場合

⇒ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制が見込まれているか確認

工事成績評価と落札率の関係

- ・工事成績評価は、工事の品質を表す一つの指標として、工事完成後に発注者が評価採点。
- ・落札率が低くなるほど工事成績評価が低くなり、平均点以上の工事が減少する傾向。



※品質に係る試験等の結果が規格値・試験基準を満足せず品質が劣る工事は、全て平均点未満の工事において発生している。

平均点未満の工事
平均点以上の工事

※工事成績評価点の平均点: 74点
(平成15年度竣工の土木工事(全国))

※対象データ(工事規模1億円以上)
平成15・16年度竣工工事から
310件の工事を抽出

- ・工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ発注者の積算額の75%, 70%, 60%, 30%とすると、概ね65%に相当。
- ・概ね65%未満では、平均点以上の工事は無い。

概ね80%未満では、平均点以上の工事が大幅に減る。